平成２３年（フ）第３７５号
大阪府守口市大庭町２丁目24番20号
債務者　久島謙太郎
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３８２号
奈良市秋篠町1294番地の１　県住平城団地３―108号
債務者　米澤　直人
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１８５号
富山市二俣新町２番地４　二俣リバーサイドテラス305号
債務者　櫻木　秀一
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９３号
富山市曙町２番30号、前住所富山市金山新東609番地２
債務者　鬼塚　　博
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９４３号
名古屋市昭和区御器所３丁目19番18号　カームそうえん510号
債務者　髙橋　克己
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７９号
青森市緑２丁目９番地６　コーポアルスラン102号
債務者　酒井かおる
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９２号
青森市古川１丁目２番７号　松山ＡＰ２号
債務者　小川あけみ
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４５７号
熊本市新大江３丁目13番50―507号
債務者　山田　　勤
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第２１２号
神奈川県座間市入谷４丁目６番地の１　東建座間ハイツ１―1425、登記簿上の本店所在地神奈川県茅ヶ崎市東海岸南６丁目４番37―Ｃ―102号
破産者　有限会社フリースクール
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３１６号
釧路市大川町３番18号
破産者　砂山漁業株式会社
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２８２号
川崎市中原区苅宿13番２号
破産者　有限会社ハッピーライフ
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３１５号
川崎市多摩区菅仙谷２丁目31番８号
破産者　有限会社グリーン・デザイン
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２６０９号
名古屋市南区立脇町２丁目15番地
破産者　株式会社オリオン観光
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２３０号
愛知県春日井市白山町３丁目11番地10
破産者　有限会社安寿
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９８９号
名古屋市瑞穂区牛巻町７番１号　牛巻団地１棟1408号
破産者　松本　茂治
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８３２８号
大阪府東大阪市森河内東２丁目６番16号
破産者　ピー・エム・シー株式会社
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８６３号
大阪市住吉区杉本２丁目32番20号
破産者　有限会社近畿ビルド
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９３４号
神戸市中央区元町通６丁目６―16
破産者　株式会社ＳＴ商会
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９９号
大阪市北区梅田２丁目２番２号
破産者　株式会社トラベルサファリ
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部